

## 12 医療機関用サイバー保険

### 〈1〉保険金をお支払いする場合

- ①法律上の損害賠償金
  - ②各種対応にかかる費用(事故対応特別費用・サイバーインシデント対応費用・情報漏えい対応費用・法令等対応費用)
    - ・損害賠償請求が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、医療施設が支出した各種費用
    - ・サイバーインシデントのおそれが発見されたことにより、サイバーインシデントの有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用等<sup>(注)</sup>
  - ③ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じる利益損害、営業継続費用
- (注)サイバーインシデントのおそれが、次の①または②のいずれかによって発見された場合にかぎります。
- ①公的機関からの通報(サイバーインシデントの被害の届出およびインシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。)
  - ②被保険者が所有、使用または管理するネットワークのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告

### 〈2〉ご加入いただける方

医療施設の開設者

### 〈3〉被保険者

医療施設の開設者

### 〈4〉保険金をお支払いできない主な場合

#### 【共通】

- ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②記名被保険者の使用人等が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者の使用人が行った背任行為について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限ります。

#### 【事故に関する各種対応費用部分】

- ①共通部分で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ②偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ

#### 【利益損害・営業継続費用部分】

- ①共通部分で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ②被保険者の構外にある他人に貸与されているネットワーク構成機器・設備の損害または損壊 など

### 〈5〉保険金額

保険金額は下表のパターンより選択していただきます。

型コード		S1	S2	S3	S4	S5	S6	S7
保険金額	①損害賠償	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	1億円	2億円
	②事故対応特別費用	100万円	300万円	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	3,000万円

型コード		T1	T2	T3	T4	T5	T6	T7
保険金額	①損害賠償	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	1億円	2億円
	②事故対応特別費用	100万円	300万円	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	3,000万円
	③喪失利益	500万円	1,500万円	2,500万円	5,000万円	1億円	5,000万円	1億円
	④営業継続費用	500万円	1,500万円	2,500万円	5,000万円	1億円	5,000万円	1億円

※保険金額とは、損害賠償の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を、喪失利益および営業継続費用の場合「総保険金額」を指します。

※①から④でお支払いする保険金は、合算して①損害賠償の保険金額を限度とします。

※自己負担額は、①②についてはなし、③④については1事故30万円となります。

## 〈6〉セキュリティ割増引

加入申込みやお見積りの際に「医療機関用 サイバー保険 告知事項申告書」(以下:「告知事項等申告書」)の提出が必要です。

告知内容によって、団体割引20%のほかに、セキュリティ割増引として+30%~▲30%の割増引が適用されます。

## 〈7〉保険料例(団体割引20%適用有り)

- 加入プラン:S1  
一般病床200床、精神病床30床の場合  
**年間合計保険料 125,090円** ※セキュリティ割引30%適用
- 加入プラン:S5  
一般病床130床、結核病床100床の場合  
**年間合計保険料 731,120円** ※セキュリティ割引8%適用
- 加入プラン:S5  
一般診療所の場合  
**年間合計保険料 66,980円** ※セキュリティ割引8%適用

※最低保険料を下回る場合は最低保険料の額となります。

※保険料等別途、日本病院共済会までお問い合わせください。

※適用されるセキュリティ割増引により適用される保険料が決定されます。

### 【ご注意点】

1. 医療法第42条第1項に掲げる付帯業務(例:薬局・居住介護業務等)を行っている医療施設で、ご契約医療施設以外に事務所が存在する場合は、加入申込みの際に、その付帯業務を行っている施設または事務所をご申告いただければ、割増保険料なしで本契約の対象業務に含めることができます。なお、付帯業務をご契約医療施設内で行っている場合は、ご申告不要です。  
なお、病院・診療所・介護老人保健施設については各々でのご加入が必要です。
2. 複数の医療施設または介護施設間で、電子カルテ等を用いて個人情報を共同利用しており、その介護施設すべてのご契約をいただいていない場合は、個人情報の漏えいがいずれの施設の業務遂行によるものかが不明であるときに保険金をお支払いできませんので承知ください。

#### ＜医療法第42条第1項に掲げる付帯業務＞

- 一 医療関係者の養成又は再教育
- 二 医学又は歯学に関する研究所の設置
- 三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設
- 四 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。)を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置
- 五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置
- 六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務
- 七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項及び第三項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施
- 八 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置